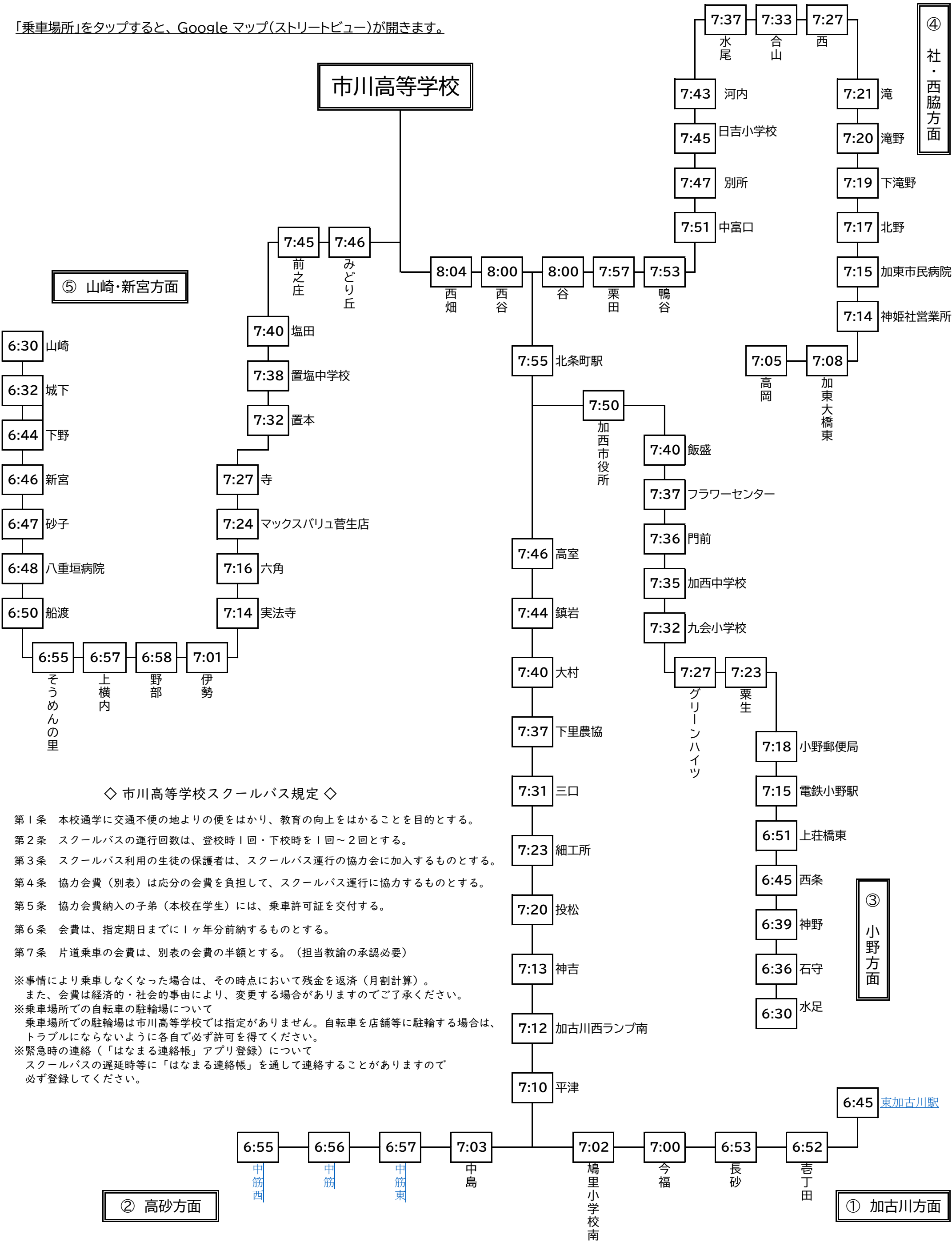


スクールバス運行 一覧表

2027/4/1～

「乗車場所」をタップすると、Google マップ(ストリートビュー)が開きます。



◇ 市川高等学校スクールバス規定 ◇

- 第1条 本校通学に交通不便の地よりの便をはかり、教育の向上をはかることを目的とする。
- 第2条 スクールバスの運行回数は、登校時1回・下校時を1回～2回とする。
- 第3条 スクールバス利用の生徒の保護者は、スクールバス運行の協力会に加入するものとする。
- 第4条 協力会費（別表）は応分の会費を負担して、スクールバス運行に協力するものとする。
- 第5条 協力会費納入の子弟（本校在学学生）には、乗車許可証を交付する。
- 第6条 会費は、指定期日までに1ヶ月前納するものとする。
- 第7条 片道乗車の会費は、別表の会費の半額とする。（担当教諭の承認必要）

※事情により乗車しなくなった場合は、その時点において残金を返済（月割計算）。
また、会費は経済的・社会的事由により、変更する場合がありますのでご了承ください。
※乗車場所での自転車の駐輪場について
乗車場所での駐輪場は市川高等学校では指定がありません。自転車を店舗等に駐輪する場合は、
トラブルにならないように各自で必ず許可を得てください。
※緊急時の連絡（「はなまる連絡帳」アプリ登録）について
スクールバスの遅延時等に「はなまる連絡帳」を通して連絡することがありますので
必ず登録してください。